

平成26年玉村町議会第4回臨時会会議録第1号

平成26年11月21日（金曜日）

議事日程 第1号

平成26年11月21日（金曜日）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例及び玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）まちなか交流館整備工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊彦君
3番	石 内 國雄君	4番	笠 原 則孝君
5番	齊 藤 嘉和君	6番	備前島 久仁子君
7番	筑 井 あけみ君	8番	島 田 榮一君
9番	町 田 宗宏君	10番	三 友 美恵子君
11番	高 橋 茂樹君	12番	浅 見 武志君
13番	石 川 眞男君	14番	宇津木 治宣君
15番	川 端 宏和君	16番	柳 沢 浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝道君	副 町 長	重 田 正典君
総務課長	高 井 弘仁君	経営企画課長	金 田 邦夫君
子ども育成課長	齋 藤 修一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○開会・開議

午後 1 時 3 9 分開会・開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 1 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 6 年玉村町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 暫時これをもって休憩いたします。

午後 1 時 3 9 分休憩

午後 1 時 5 0 分再開

◇議長（柳沢浩一君） それでは、再開いたします。

◇

○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、4 番笠原則孝議員、5 番齊藤嘉和議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第 2 会期の決定

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る 1 1 月 1 8 日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） 平成 2 6 年玉村町議会第 4 回臨時会議会運営委員長報告をいたします。

平成 2 6 年玉村町議会第 4 回臨時会が開催されるに当たり、去る 1 1 月 1 8 日午後 1 時 3 0 分より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会上程される議案は、専決処分に関する承認及び工事請負契約の締結に関する議案の 2 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報

告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成26年玉村町議会第4回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



○日程第3 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例及び玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例及び玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 皆さん、こんにちは。議長の許しを受けましたので、初めにおわび申し上げます。

本日は私の不注意で当臨時会におくれまして、大変申しわけございませんでした。今後は、このようなことのないようにしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、提案説明を行います。承認第9号 玉村町母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例及び玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年9月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、母子及び寡婦福祉法が改正され、法律の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に変更となり、平成26年10月1日から施行されることに伴い、玉村町母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例及び玉村町福祉医療費支給に関する条例内で適用している法律名を修正する必要性が生じたため、専決処分を行い、文言を整理したものでございます。

同一の理由により、複数の条例の改正が必要となったため、一括の条例にて改正をさせていただきます。

ました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第4 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）まちなか交流館整備工事）

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）まちなか交流館整備工事）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第54号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

（仮称）まちなか交流館整備工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、5業者の参加申し込みがあり、11月7日に入札執行をいたしました結果、高崎市栄町27-15、冬木工業株式会社、代表取締役、大竹良明が、消費税込み6,588万円で落札をいたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、本年度に策定した役場周辺地区公共施設高度利用計画実施計画により、旧桐生信用金庫

玉村支店、これを今仮称ですけれども、まちなか交流館として整備をし、地域住民の交流、にぎわいの場として活用を行うものでございます。本施設は、延べ床面積639.96平方メートルの建物で、放課後児童クラブ、ふれあいの居場所、障害者福祉施設たんぽぽの建てかえに伴う社会福祉協議会事務所の移転先として改修工事を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） まちなか交流館ということで、この建物を大分古い建物だと思うのですが、これの耐震のことはどうなっているのかということと、あと工事の範囲ですね、どのような工事をするのか。改装といいますけれども、RCをいじくるのかいじくらないのかとか、そのようなことをもしわかれば教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） まず、1点目の耐震の関係でございますが、既に耐震の診断を行ってございます。その結果、建築した当時の配筋図なども残ってございましたので、そういったものをベースにしながら耐震診断した結果、いわゆる耐震補強工事は不要だというような判断を受けてございます。ただ、今以上に荷重をかけるような改修工事はよろしくないというような判断を受けましたので、その線に沿った形で改修工事を行う方針といたしました。

主な改修工事の予定なのですが、まず空調関係は従来のものを使うわけには、耐用年数のこともありましたので、空調につきましては一新する予定でございます。そのほか大きな変更は、国道側に金融機関の店舗だったものですから、出入り口がございまして、風除室ですか、風が入らないように、入り口の前にもう一個入り口がありました。その風除室はとりまして、今回は東側の駐車場から入る構造に大きく変更してございます。入り口は3カ所ほどございまして、1つは1階の金融機関の店舗だったところを社会福祉協議会の事務所に予定してございますし、またその中には今現在役場庁舎の中にごございます障害者の支援センターがございまして、そこも移転する予定でございます。そこに社会福祉協議会に入るための、事務所に入るためのスロープ付きの出入り口を1カ所設けます。東側です。そのほかふれあいの居場所がございまして、そこへの入り口と、あとは2階が放課後児童クラブになりますので、放課後児童クラブへ入るための入り口、計3カ所の入り口を設ける予定でございます。

そのほか主なものは電気関係の設備でありますとか、あとはトイレがちょっと古い建物だったもの

ですから、今のトイレの設計思想とは大きく外れておりまして、多目的トイレですか、障害者の方も使えるような多目的トイレは従来なかったものですから、そういうものも設置する予定でございます。あとは、壁がとれるようなところは、構造上問題なくとれるようなところにつきましては、壁を削除するようなところもございます。いずれにいたしましても、今回新しく生まれ変わる施設にふさわしい利用形態になるような改修工事を、可能な限り余りお金がかからない方法で実施設計を行ったつもりでございます。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） すばらしい建物になってくれればいいなと思いますけれども、今ちょっとこの中になかったのですけれども、外階段がちょっと危ない感じがあるのですけれども、あれについてはとりあえず2階は子供たちがいるところですから、2方向避難ということを考えると外階段はどうしても必要なものと思うのですが、その改修はどうなっていますか。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 外階段が現在2カ所あるのですが、2階にある外階段は、これは2階に空調設備などがございましたので、その保守点検用に使う外階段ですので、これは今後もそこは一般利用者の方がそこへ上がってこないような措置を行う予定でございます。また、西側に外階段があって、旧上毛信用金庫時代には2階に大会議室また理事長室などもございましたので、そこへ直接出入りできるような構造をとっておりました。今回は、緊急時の避難用には2階の階段を使うということにとどめまして、ふだんはそこを使わずに、鍵を施錠するというような予定でございます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 構造ではないのですけれども、社協の事務所とか障害者福祉センターたんぼぼ、そういうものが移ってくるということでもありますけれども、今の場所で社協が建てかえた後は、また社協の事務所なり、障害者のセンターなりはそちらのほうに移ると思うのです。そうした場合にあくわけですね。そのところはどういうふうな活用を考えているのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） まだ具体的には検討はしておらないのですが、社会福祉協議会の事務所が移転した後の話だと思いますが、ひとつはやはりこれからの時代、いろんな住民活動が盛んになってくるということも相当予想されますので、そういった方々のミーティングルームでありますと

か、あとはなかなか個人の方が自宅に事務所を置くというのも不都合な場面もございますので、そういった住民活動団体の方の事務所としてお使いいただくとか、そういったものが今の段階では予定しておりますが、ただそういった計画も、またそのときになってみると新たなニーズも出てくることも十分可能性もありますので、またそのときの社会情勢などもありますから、ニーズに応じた利用方法をとるべきかなという考えでおります。

◇議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） では、当面は社協などの事務所を入れてということをやっていくということと伺いました。

先ほどふれあいの居場所ということも目的として入っていたのですけれども、そのふれあいの居場所は最初からふれあいの居場所の部屋として活用をされていくのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） ふれあいの居場所につきましては、今現在健康福祉課で地域の方々の自主的な動きの中でそういうご希望があった地域に対して町として支援する形でふれあいの居場所を地域の方々が運営し、地域の方々、お年寄りの方を対象にしたサービスを行うというようなことで今進めております。現在この下新田6丁目地域においては、今のところそういった自主的な動きがまだございませんので、引き続きまして町ではそういった自主的な活動が出てくることを期待しつつ、来年の4月においてはちょっとまだそういった動きがないようなこともございますので、例えば社会福祉協議会に来たお年寄りの方々が、ちょっとそこでサロンのようにお休みになるとか、あとは平日、玉村町町歩きに来る方々もたくさん最近見られるようになりましたので、そういう方々が観光パンフレットなどを置いてそこでお休みいただくような、そういうことで当面春はスタートしていきたいなと思っておるところであります。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

11番高橋茂樹議員。

〔11番 高橋茂樹君発言〕

◇11番（高橋茂樹君） それでは、まずこの工事の建築工事、電気工事ということで、入札が1回目全部5社が予定価格超過ということで不調に終わっています。それで、再度入札して、1社が辛うじて6万円下回って入札ということなのですけれども、この6,106万円のまず予定価格の積算根拠を教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 積算根拠につきましては、全てを皆さんにお示しするわけにもいきませ

ん。かなりの分厚い資料がありまして、それを積み上げて1級建築士の方が積算をしまして、それを設計したものに対しまして予定価格を設定したということでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 11番高橋茂樹議員。

〔11番 高橋茂樹君発言〕

◇11番（高橋茂樹君） 全てはそれはもちろん分厚いことになると思うけれども、ここに工事内容ということで建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体取り壊し工事ということで、例えばそれぞれが大まかで幾らの積算してあるか。その積算がこれからいけば少しずつれていて、5社が1回目に入札不調。できないよということだと思います、予定価格では。そういうことで出ている。それで、やっとの思いで1社が6万円安くなってできるのだよということになると、細かい例えば解体して、その解体したブロックをどこかに捨てに行くのが幾ら、そういうことを聞くのではなくて、では建築工事の積算が幾ら、電気工事の積算が幾ら、機械工事の積算が幾ら、解体工事の積算が幾らというのは、まず示せるかなと思っています。それで、最終的に入札したときに、総額が6,100万円と6,106万円の差で、辛うじて参加資格ありということに発表になっているのですけれども、例えば建築工事は積算どおりなのだから、電気工事も積算どおりなのだから、機械設備工事も積算どおりなのか。その辺の入札後の価格差、トータルは合っていますよと、6,100万円で合っていますよということですが、これだけ近い数字だとその辺の積算してある。積算でもやっぱりきちっとした何か根拠があって積算しているのだと思いますけれども、その積算根拠はどこから出ているものでして、5社の業者がそれができないというふうな格好になってきたのだから。その辺の入札価格がこれでいいのだよと、それより下回ってればいいのだよというだけでは、やっぱり入札の価値が少し薄れるのではないかなという気がするのですけれども。そのくらいだったら、その中の細かい建築工事でこの柱がどうだとか、この床がどうだとかということではなくて、大まかにこういうふうにしてある積算額と、それぞれ入札額を見たらどのくらいの差があったか。ちょっとお示してください。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） この入札の予定価格につきましては、事後公表ということでありまして。当然入札する前には公表はしておりません。しかも、事後公表のこの中の、先ほど高橋議員がおっしゃいました積算の内容につきましては問うものではございませんし、我々がそこまで見てやるということではなくて、総額の中でこの6,106万円の範囲に入っているかどうかということの中で比較をさせていただきまして、1社がその中に入ったということでありまして、個々の金額の比較というのは今ちょっとここで公表できるかどうかというのはわからないのですけれども、基本的にはその部分は公表しておりません。

◇議長（柳沢浩一君） 11番高橋茂樹議員。

〔11番 高橋茂樹君発言〕

◇11番（高橋茂樹君） もちろん事前公表、事後公表ということで、事後公表、それはいいですけども、では全体の価格、では全然6,106万円、細かく言えば。全体がこれでどの業者がやってきたのだから知らないけれども、予定価格こうですよ。役場のほうへ持ってきて、ではこういう工事の設計書です。それぞれの業者、入札資格のある業者にこの工事を幾らでやれるのですかといったら、全然1回目はうちにはできません。そうすると、その最初の予定価格の積算、全体きり見ていないというけれども、全体が合えばいいということだけでやっている入札なんか、それぞれが建築工事、電気工事、別発注のことだってあるはず、実際には。これはまとめて発注してあって5,000万円以上。どういう理由で分割したのだから、まとめたのだからというのは、またきょうは聞かないけれども、分割工事のときもあるし、解体業者に解体だけは任せると、そういうときだってあるはずだ。だから、そういうので幾らだというのをやっぱり把握していないで、全体で数字が合えばいいというのではあれないので、今公表できるかできないかということですけども、これは事前に幾らということを発表するわけではないのだから、建築工事については予定価格が幾らで入札価格が幾らというのは発表してもいいと思うのですけれども。すぐは言えなくも。それは言えないわけですか、それぞれの差があったとかいうのは。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） ここで言えるかどうかというのは、少し検討させていただきますと、私がここで即答して間違ったことを言うてしまうと大変なものですから、後で精査をして、報告させていただきたいと思います。

それから、これを全体をまとめて発注したという理由につきましては、そちらのほうは金額的に町としては優位にいくという予想のもとに総合で発注したわけであります。それと、個々のところの比較というふうなお話だったのですけれども、建築業者におきましても得意な分野と不得意な分野がありまして、例えば本体工事につきましてはA社は安くできる。B社は電気のほうは安くできる。C社は解体ができる。機械がD社は安くできるとか、いろんな状況がありますので、そちらのほうを一つ一つ我々発注者サイドがどうだということではございません。これは、平均的に積算した結果、予定価格というのはあくまで決めるわけですので、それよりも業者のほうがこの部分は安くする。この部分はこれではできない。高く入れる。そういうふうにし算をして、最終的にこの予定価格以下で一番安い業者に落札をしていただくということになるわけですので、その辺はご容赦願いたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 関連しているのですが、予定価格は積算の要領はどうなっているのか。そして、この予定価格6,106万円が妥当な数字なのだという根拠をちょっと教えてもらいたいと思

ます。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほど高橋議員にもお話ししたとおり、これは専門業者のほうに、資格を持った専門業者のほうに積算のほうを委託しまして、その金額を我々が見て、それが適切であるかどうかを判断しまして、最終的には予定価格を町長が決めるということでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） その専門業者に依頼をして、それをさらにこちらの役場の職員が検討して、至当だと、こう決めたということのようなのですけれども、役場の職員でそういう予定価格を決める能力のある人というのは何人ぐらいいるのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） そちらのほうで技師として役場のほうの職員は今のところ3名程度おるのですが、そちらの業者につきましては土木のほうの業者であります。建築のほうの技師については、当町はおりません。それですので、専門的な資格を持った者がいないということでもありますので、その積算につきましてはプロですね、いわゆる先ほども申し上げましたけれども、1級建築士なり、そういう技術を持った設計会社のほうに委託をするわけです。その役場の職員だけで積算ができれば、委託する必要はないということでもありますので、そちらのほうの専門の業者にこういう条件で積算をしてくださいというお願いをするわけです。それなので、でき上がってきたものを我々がそれを1個ずつ強度がどうかとか、そういうところではできませんので、我々が前提条件として出した部分をしっかり見ていただいているかどうか。そういうことの精査のほうをさせていただきまして、予定価格を最終的に決めるということでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） もう3回目ですけれども、防衛庁の場合は、防衛施設庁というのがあるので。あるいは、物を調達するときには調達実施本部というのがあるわけです。今名前が変わっているかもしれないですが、そういうのがあって、それで全部官僚はそういう積算なんかやるのです。もし町にそういう土木関係の職員がいないと、専門家がいらないというのであれば、なるべく早くこの予定価格がこういう理由でこれが正しいのだと、至当なのだということを説明できるような、あるいは積算できるような職員を養成すべきだと思いますが、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほど申し上げましたのは、土木の技術者は3人おります。建築のほうはいないということであります。建築のほう、市の場合、市とか県の場合は建築確認という、建物を建てる時には建築確認をとらないといけないということでありますので、その資格を取った建築主事が群馬県、それから前橋市とか高崎市、大きな市ですね、そういうところには建築確認をそこで受けて、それを許可するというのですか、そういうことが仕事でありますので、そこにはしっかりもう建築主事がないといけないというふうな規定になっております。ただし、町村につきましては、それをやる義務というのですか、それはありませんので、その部分は県のほうにお願いしていると。群馬県の土木事務所のほうに建築確認のほうは皆さん持っていくと思うのですけれども、そういうふうをお願いしているという関係で、町村の中で建築主事、それから1級建築士、1級建築士につきましては持っている方がいる場合もありますけれども、建築主事を置かなくてはならないということはありませんので、それは置いていないということであります。それを置くかどうかというのは、やはりそれはその町村の建築のこういう物件のどのくらいの頻度であるとか、やはりそういうことを考えないとコスト的にも当然1人かかるわけですので、その辺の考えにつきましてはもしそういうのがこれから多いとすれば、考えていかなければと思いますけれども、今の状況ではそこまで置くということは必要ないのではないかとこのように考えておまして、置いていないという状況です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 2点あります。

今の町田議員の質問の中にありました専門業者に委託という形でやむを得ないのかとは思いますが、町では専門業者というのを何社ぐらいの中から選んでいく形、いつもそれを何社ぐらい抱えているのかということがまず1つでございます。

それから、2つ目は、この工事が終わった後に、先ほどの備前島議員等から質問があったように、交流館としての役目を果たしていくという形になると、社協の事務所だとか、そういうものについてそんなに年数をやっていくという形はないと思いますが、その辺の年数の関係ですね。何年ぐらいには次の事業にかかって、交流館としての事業ができるのか。その2点をお伺いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） まず、第1点の積算の業者は何社ぐらいあるかということでありますけれども、建築の全体のボリュームとか金額によっても業者数は若干変動はしますけれども、今回につきましては入札審査会のほうに出していただいたのが10社ぐらいだったというふうに記憶しております。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

名称は、仮称ではございますが、まちなか交流館という名称で、いろんな各種年代、いろんな方々がそこで集まることによって交流が生まれると。交流が生まれると連携が生まれますので、何かお互いにいいものが見出せるのではないかという、そういう願いがございます。現在来年春においては、社会福祉協議会の事務所が入ることなのですが、同時に外に元車庫があったのですが、その車庫にはシルバー人材センターの詰所だとか、ちょっと用具を置くスペースができます。2階には小学校1年から6年生までの子供たちが通ってくるわけです。そうすると、お年寄りから本当に子供たちまでがここで一堂に会するような場面が生じますし、またそういった運営に携わる人たちがそこに一堂に入るということは、何か今までとは違う運営の仕方、また連携を見出そうとするきっかけが私はできてくるのかなと期待を持っています。ですから、もう既に来年春から社会福祉協議会が入ることにおいても、私は交流が生まれるまちなか交流館であるというような認識であります。

今回の事業につきましては、今年度、昨年度策定いたしております役場周辺地区の公共施設の高度利用計画の一環として今具体的な事業に取り組んでいるわけですが、その中では世代交流型のもう少し規模の大きくなるような施設を今後検討していこうというような計画も盛り込んでございます。ですから、そういったものが具体的にになった折には、社会福祉協議会の事務所も移転するということになるかと思いますが。ただ、年次いつまでということは今の現在申し上げられないような状況でございますが、計画とすればそういう流れにはなっておるところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 専門業者のほうはわかりました。

それから、交流館の形でいきますと、事務所が重なっているので、交流が図れるというのは、本来の交流館の意味とはちょっと違うかと思えます。やはり人が交流する場という形のニュアンスのほうがいいのではないかと思いますし、早目にその事務所は事務所としてしっかりするべきではないかなと思えます。

それで、今後検討するということで、具体的なものについては決まってからということではなくて、もう既に高度利用計画というのは進んでいるわけですので、例えば目安として5年とか10年とかという話はあるかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。10年以上もうそこにいるのだよねというような話もちょっと聞いていますので、その辺をちょっとお話してください。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 既に前にお配りいたしました高度利用計画の中では、一応年次計画は策定してございます。ですから、あの年次計画に基づいて我々も検討に着手したいと考えておりま

す。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） その計画は何年でしたか。それだけちょっと教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 高度利用計画の中では、一応年次計画を定めてございます。それでは世代交流多目的施設ということで、平成29年から3カ年にかけて整備いたしまして、平成32年供用オープンというような予定を立てておるところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◇

○閉 会

◇議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重な審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、平成26年玉村町議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時28分閉会